良好なまちなみ環境を 保全しましょう

『和泉市宅地開発地域の良好なまちなみ環境の保全に関する条例』





良好なまちなみ環境を守ることを応援します

和泉市では、計画的に開発された住宅地域内の良好なまちなみ環境を保全育成するため、「和泉市宅地開発地域の良好なまちなみ環境の保全に関する条例」を定めました。

主後はあなたです!

まず、住宅地域での宅地の再分割の規制など良好な居住環境の保全に対する意識の高まりを!!

まちなみ協議会の設立まで

地域での良好な居住環境保全の議論



居住環境保全・育成について方向性の確認



地区住民等の総意により、市へ「まちなみ地区」指定の申し入れ

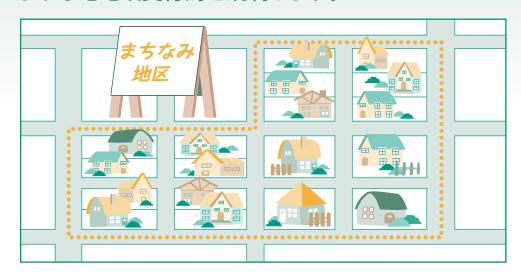


市長による「まちなみ地区」指定・「地区指定標識」の設置



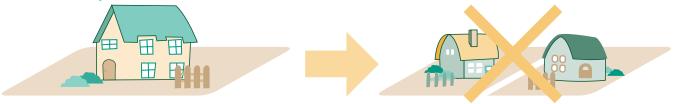
まちなみ協議会の発足

この条例では、良好な住環境を保全する地区を「まちなみ地区」とし、 以下のような宅地改変行為を規制します。



●宅地の細分化の規制(条例第12条1項1号)

区画宅地の区画変更行為を行う場合は、あらかじめ市長の許可を得なければならない。 また、変更後の区画宅地の面積が、当該まちなみ地区における基準区画面積以上でなけれ ばならない。



●地盤高の変更の規制(条例第12条1項2号)

高さ0.3メートルを超える切土・盛土の造成工事を行う場合または、隣接する区画宅地に接 する部分(少しの離隔をとった場合も含む)の地盤の高さを変更する場合(隣接地主の承 諾が必要です)は、あらかじめ市長の許可を得なければならない。



●目的外利用の規制(条例第12条1項3号)

宅地の目的外利用行為を行おうとする場合は、あらかじめ市長に申請し、許可を得なけ ればならない。





